

## 議案第 6 4 号

北本市減税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

北本市減税基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。

平成 2 2 年 8 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市減税基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置の目的)

第 1 条 北本市税条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年条例第号）の施行に伴う個人の市民税の減収に備えるため、北本市減税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、個人の市民税の減税に伴う減収を補てんする場合において、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。